

特定医療法人晴和会 老人保健施設忘れな草
身体拘束等適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束等は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し身体拘束等の廃止に向けた意識を持ち、身体拘束等をしないケアの実施に努める。

2. 基本方針

(1) 当施設においては、サービスの提供にあたり当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束等及びその他の行動の制限を禁止する。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は身体拘束等適正化委員会を中心に十分な検討を行い、身体拘束等により身体の損害より、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。また、身体拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努める。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳のある生活に努める。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる行為は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

3. 身体拘束等適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束等を適正化することを目的として、「身体拘束等適正化委員会」を設置する。

(1) 身体拘束等適正化委員会は、次のことを検討する。

- ① 身体拘束等に関する指針及びマニュアル等の見直し。
- ② 施設内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討。
- ③ 身体拘束等をせざるを得ない場合の検討及び手続。
- ④ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討。
- ⑤ 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導。
- ⑥ ケアを見直し、利用者に対し適切なケアが実施されているのか検討。

(2) 構成員

身体拘束等適正化委員会の構成員は、施設長（医師）、看護職員、介護職員、支援相談員等とし、その他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者とする。

(3) 委員会の開催

3月に1回以上、定期開催することとし、必要時、随時開催する。

4. 身体拘束等の禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。

- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車椅子をテーブルにつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

5. 身体拘束等実施時の対応・報告に関する事項

利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

- (1) 身体拘束等を要すると判断せざるを得ない事例が発生した場合、まず、フロア長に状況報告を行う。状況報告後、報告者とフロア長、ならびに看護長・介護長・支援相談員は当該事例が「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（①切迫性、②非代替性、③一時性）に該当するかどうか検討する。
- (2) 支援相談員は、医師、看護長、介護長、介護支援専門員等の構成員にて身体拘束等適正化委員会を開催し当該事例を報告する。身体拘束等適正化委員会にて身体拘束等の必要性が高いと判断した場合は、必要最小限の方法、時間、期間、安全性等について検討する。身体拘束等を行うに該当しないと判断した場合には、身体拘束等廃止に向けての具体的対応（利用者側の工夫・施設側の工夫等）を検討・実施する。
- (3) 身体拘束等適正化委員会の結果を受けて作成した「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」について施設長の承認を受ける。承認後、速やかに利用者及び家族に対して経過説明の上、身体拘束等適正化委員会においての検討内容について説明し同意を得る。
- (4) 身体拘束等の実施期間中は、介護保険指定基準に定めのある観察経過記録を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかつた理由（3要件の組織的確認の手続きの具体）等を毎日記録する。また身体拘束等の早期解決に向けて毎月身体拘束等適正化委員会を実施し、隨時検討を行う。その記録は個別に保管し、5年間保存する。
- (5) (4)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は身体拘束等を解除する。その場合には利用者本人及び家族へ説明・報告を行う。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

この指針は公表し、利用者・家族・従業者等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

7. 身体拘束等適正化のための職員研修

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束等廃止のための研修の実施
- ③ その他、必要な教育・研修の実施

8. この指針は必要に応じて隨時見直しを行うこととする。

平成 25 年	7 月	1 日	改正
平成 26 年	4 月	1 日	一部改正
平成 30 年	6 月	1 日	一部改正
令和 6 年	5 月	1 日	一部改正